

新型コロナウイルス感染症に関する欠席および出席停止の基準(生徒用)

【生徒本人に関する状況】

1. 本人に発熱や風邪症状などの感染症に類する症状がみられる場合

- ① 発熱(解熱剤を服用している場合も含む)・風邪症状・倦怠感・息苦しさなど、感染症に類する症状がある場合は、欠席し早めに医療機関または公的機関へ相談のうえ、受診をする。
- ② 出席停止の期間 : 症状が出た日から症状がなくなった日の翌日まで
※医師の診察を受け、登校は差し支えないと診断された場合は、症状がなければ、症状がなくなつて1日を経過していなくても登校可能。その場合、保護者は欠席届や健康観察表の余白にその旨を記入する。

2. 本人がPCR・抗原検査を受ける場合

- ① 本人がPCR・抗原検査を受ける場合は、結果が判明するまで欠席し健康観察を行う。
- ② 出席停止の期間 : ①に加えて次の i) ~ iii)
 - i) 検査結果が陰性かつ症状がない場合は、登校可能。ただし医師や保健所等からの指示がある場合は、それに従う。
 - ii) 検査結果が陰性かつ症状がある場合は、症状がなくなった日の翌日まで。ただし医師や保健所等からの指示がある場合は、それに従う。
 - iii) 検査結果が陽性の場合は、⇒4へ

3. 本人が濃厚接触者に特定された場合

- ① 本人が濃厚接触者に特定された場合は、欠席し健康観察を行う。
- ② 出席停止の期間 : 保健所から指示された期間
※目安は14日間
- ③ 本人の感染が判明した場合は、⇒4へ

4. 本人が新型コロナウイルスに感染した場合

- ① 本人が感染した場合は、治癒するまで出席を停止する。
- ② 出席停止の期間 : 医師や保健所から指示された期間
※目安は発症から10日を経過し、かつ症状がなくなつてから3日を経過するまで。
(無症状の場合は、PCR・抗原検査を受けた日を発症日として換算する。)
- ③ 校内で他の人との接触があつた場合、保健所と連携し、濃厚接触者の調査を行う可能性がある。

5. 基礎疾患(呼吸器疾患・心疾患・糖尿病など)の治療継続中で、主治医の指示により自宅待機する場合

- ① 出席停止の期間 : 主治医に指示された期間

【生徒の同居家族に関する状況】

6. 同居家族がPCR・抗原検査を受ける場合

- ① 同居家族がPCR・抗原検査を受ける場合は、結果が判明するまで欠席し健康観察を行う。
- ② 出席停止の期間：①および次の i)・ii)
 - i) 同居家族の検査結果が陰性で、本人にも症状がない場合は、登校可能。ただし医師や保健所等からの指示がある場合は、それに従う。
 - ii) 同居家族の検査結果が陽性となり、本人が濃厚接触者に特定された場合は、⇒3 へ

7. 同居家族が濃厚接触者に特定された場合

- ① 同居家族が濃厚接触者に特定された場合は、同居家族の検査結果が判明するまで欠席し健康観察を行う。
- ② 出席停止の期間：①および次の i)・ii)
 - i) 濃厚接触者と特定された同居家族の検査結果が陰性で、かつ保健所から「濃厚接触者以外の家族に対する外出制限はない」と指示された場合は登校可能。
 - ii) 濃厚接触者と特定された同居家族の検査結果が陽性となり、本人が濃厚接触者に特定された場合は、⇒3 へ

上記 1～7の場合の欠席は、すべて出席停止となります。

該当する場合は「新型コロナウイルス感染症に関する欠席届」を保護者が記入・押印のうえ、必ず再登校の際に組主任に提出してください。

(2021.1.12 現在)